

第 6 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
取締役頭取 齋藤 宏

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	1,299,630	預 渡 性 預 金	20,168,725
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	248,660	債 券	7,395,832
買 現 先 勘 定	10,307,583	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,689,360
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	5,570,891	売 現 先 勘 定	9,177,124
買 入 金 銭 債 権	215,445	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	13,480,350
特 定 取 引 資 産	11,280,077	特 定 取 引 負 債 金	4,015,445
金 銭 の 信 託	16,624	借 用 金	7,632,284
有 価 証 券	17,433,313	外 国 為 替	4,953,032
貸 出 金	30,181,471	短 期 社 債	179,342
外 国 為 替	648,045	社 債	986,700
そ の 他 資 産	5,317,569	そ の 他 負 債	2,128,136
有 形 固 定 資 産	137,188	賞 与 引 当 金	5,249,498
無 形 固 定 資 産	130,717	退 職 給 付 引 当 金	15,729
債 券 繰 延 資 産	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,607
繰 延 税 金 資 産	35,360	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	2,555
支 払 承 諾 見 返	3,552,831	偶 発 損 失 引 当 金	23,468
貸 倒 引 当 金	△ 295,174	特 別 法 上 の 引 当 金	4,900
投 資 損 失 引 当 金	△ 65	繰 延 税 金 負 債	2,027
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	118,659
		支 払 承 諾	27,140
		負 債 の 部 合 計	3,552,831
		（ 純 資 産 の 部 ）	81,810,752
		資 本 金	
		資 本 剰 余 金	1,070,965
		利 益 剰 余 金	330,334
		株 主 資 本 合 計	944,212
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,345,511
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	909,955
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 40,105
		為 替 換 算 調 整 勘 定	37,729
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 43,260
		少 数 株 主 持 分	864,318
		純 資 産 の 部 合 計	1,059,588
資 産 の 部 合 計	86,080,171	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,269,419
			86,080,171

中間連結損益計算書（平成19年4月 1 日から
平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目					金 額	
経	常	収	益			1,434,632
資	金	運	用	収	益	
					1,048,041	
(	う	ち	貸	出	金	利
					(410,336)	
(	う	ち	有	価	証	券
					利	息
					配	当
					金	)
					(263,551)	
信	託	報	酬		0	
役	務	取	引	等	収	益
					108,255	
特	定	取	引	収	益	
					110,947	
そ	の	他	業	務	収	益
					62,512	
そ	の	他	経	常	収	益
					104,876	
経	常	費	用			1,256,116
資	金	調	達	費	用	
					853,927	
(	う	ち	預	金	利	息
					(244,310)	
(	う	ち	債	券	利	息
					(11,586)	
役	務	取	引	等	費	用
					26,989	
特	定	取	引	費	用	
					39,166	
そ	の	他	業	務	費	用
					48,908	
営	業	経	費	用		
					201,667	
そ	の	他	経	常	費	用
					85,457	
経	常	利	益			178,516
特	別	利	益			22,780
特	別	損	失			562
税	金	等	調	整	前	中
					間	純
					利	益
法	人	税	、	住	民	税
					及	び
法	人	税	等	調	整	業
					税	額
少	数	株	主	利	益	
					200,734	
中	間	純	利	益		6,243
					24,582	
					23,597	
					146,311	

＜中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針＞

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等 59社
- 主要な会社名
- みずほ証券株式会社
Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.
Mizuho Corporate Bank (USA)
MHCB America Holdings, Inc.
- なお、瑞穂実業銀行（中国）有限公司他10社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。
- ② 非連結の子会社及び子法人等
- 非連結の子会社及び子法人等はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 21社
- 主要な会社名
- 新光証券株式会社
- なお、環境エネルギー1号投資事業有限責任組合は、設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。また、ボラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社他1社は、売却等により持分法の対象から除いております。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
- 主要な会社名
- Asian-American Merchant Bank Limited
- 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----|
| 4月末日 | 1社 |
| 6月末日 | 32社 |
| 9月末日 | 20社 |
| 12月最終営業日の前日 | 6社 |
- ② 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。
- 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- (4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
- みずほ証券株式会社に係るのれんについては、10年間の均等償却を行っております。その他ののれん及び負ののれんについては、金額的に重要性がないため、一括して償却しております。

＜中間連結貸借対照表の注記＞

注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
- 3.有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
- 従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、買入金銭債権が123百万円増加するとともに、有価証券が11,430百万円、その他有価証券評価差額金が6,710百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記10.に記載の有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等については貸倒引当金を計上しております。
- 4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5.デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- 6.当行の有形固定資産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 3年～50年 |
| 動 | 産 | 2年～20年 |
- 連結される子会社・子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ179百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ308百万円減少しております。

- 7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社・子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 8.繰延資産は、次のとおり処理しております。
 - (1) 当行の社債発行費は発生時に全額費用としております。
 - (2) 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。
 - (3) 社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。
なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
- 9.当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社・子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
- 10.当行及び主要な国内の連結される子会社・子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記28.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,560百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

その他の連結される子会社・子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- 11.投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 12.賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 13.退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。
- 14.役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 15.貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 16.偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。
- 17.当行及び国内の連結される子会社・子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 18.当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。
ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- (1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- (2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく

繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137,219百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は122,007百万円（同前）であります。

19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

20. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、当行の一部の資産・負債及び連結される子会社・子法人等の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

21. 当行及び国内の連結される子会社・子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

22. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融商品取引責任準備金	2,027百万円	金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。
-------------	----------	---

従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。

23. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社・子法人等の株式及び出資を除く） 52,003 百万円

24. 有形固定資産の減価償却累計額 121,729 百万円

25. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,224 百万円

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は219,609百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,038百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,961百万円であります。

なお、26.から29.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は417,229百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	5,414,453 百万円
有価証券	8,058,411 百万円
貸出金	1,297,030 百万円
有形固定資産	172 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	203,026 百万円
コールマネー及び売渡手形	1,164,000 百万円
売現先勘定	5,327,737 百万円
債券貸借取引受入担保金	3,445,532 百万円
借入金	3,245,910 百万円
その他負債	8,788 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,387百万円、「特定取引資産」386,250百万円、「有価証券」1,339,931百万円及び「貸出金」637,628百万円を差し入れております。

非連結の子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は412,459百万円、先物取引差入証拠金は17,143百万円、保証金は24,425百万円、その他の証拠金等は5,577百万円であります。

32. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

33.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金749,926百万円が含まれております。

34.社債には、劣後特約付社債622,656百万円が含まれております。

35.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は40,304百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ24,394百万円減少します。

36.1株当たりの純資産額 276,436円32銭

37.有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。38.についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,206,831	3,813,528	1,606,696
債券	4,781,654	4,730,653	△51,001
国債	4,317,793	4,270,536	△47,257
地方債	11,281	11,482	201
社債	452,580	448,634	△3,945
その他	8,191,086	8,050,554	△140,532
合計	15,179,573	16,594,736	1,415,162

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は5,553百万円（損失）であります。また、時価ヘッジ適用の結果、純資産直入処理の対象となる1,420,716百万円から繰延税金負債512,329百万円を差し引いた額908,386百万円のうち少数株主持分相当額3,317百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額4,815百万円を加算した額909,884百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。なお、当中間連結会計期間における減損処理額は2,713百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

38.時価評価されていない有価証券の内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	267,097
非公募債券	212,694
非上場外国証券	462,054
その他	117,633

39.無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は9,711,922百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,952,643百万円であります。

40.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,759,588百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,991,017百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社・子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社・子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41.「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

42.企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

43.「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期

間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

- 44.米国サブプライム問題に端を発した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、一部の海外証券連結子会社が保有する証券化商品について、当中間連結会計期間後、追加的な損失が発生する可能性があること等から、平成19年11月14日付でみずほフィナンシャルグループにおいて当連結会計年度の業績予想を修正しております。
- 45.当行は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、全額引受けすることを決議し、12月6日に払込を実施いたしました。
今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。
- 46.当行連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連法人等である新光証券株式会社は、現在両社にて合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。
- 47.銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 13.05%

〈中間連結損益計算書の注記〉

注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり中間純利益金額 20,976円50銭

3.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 20,208円08銭

4.特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5.「その他経常収益」には、株式等売却益82,115百万円を含んでおります。

6.「その他経常費用」には、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円、株式等償却20,184百万円、貸出金償却12,810百万円を含んでおります。

7.「特別利益」には、貸倒引当金戻入益14,667百万円、償却債権取立益7,059百万円を含んでおります。

8.「特別損失」には、固定資産処分損520百万円を含んでおります。